

国際競争力？
体質強化？赤字？

名目なんでも
にかんでも

リストラでいいのでしょうか

「富をうみだす労働者」を切って、企業の活力は生まれません

日本共産党

「リストラ社会」に未来はない

「グローバル競争に勝つため」などと労働者のリストラ計画がリコー（1万人）、パナソニック（4万人）、TDK（1万1千人）など大企業から次々発表されています。企業の「存続・発展」のためには労働者はリストラされていいのでしょうか。今、その是非が問われています。

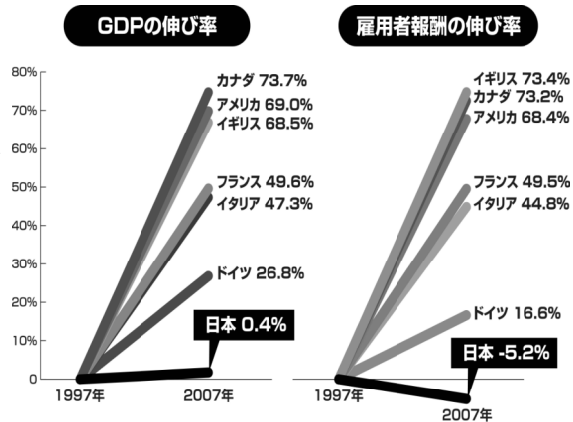
リストラを続けたら…

●経済成長が止まる

リストラ、非正規への置き換え、成果主義賃金の導入などで賃金を抑えてきた結果、日本は成長は止まった国に。（右）

●企業の活力の低下

リストラは国際競争力にとって何よりも必要な「技術力」「信用力」「商品・サービス力」を低下させる。



「企業の発展の土台は労働者」の立場で労働者の運動を

どうリストラ攻撃にたたかうか。企業が流す「企業あつての労働者」という考えから転換し、「富は労働者が生む」「労働者あつての企業」の考え方で、「企業の発展を保障する土台は労働者を大切にすること」の立場で労働者の運動をつくっていく必要があるのではないのでしょうか。

「労働者が富を生む」

フランスやイギリスの労働組合は、資本の要求と労働者の要求が真向から対立していること、そのなかで労働者がストライキをすれば生産が止まる、労働者なしには企業の生産活動が続けられないということを体験しながら「労働者が富を生む」「労働力の安売りはしない」という信念を形成してきました。

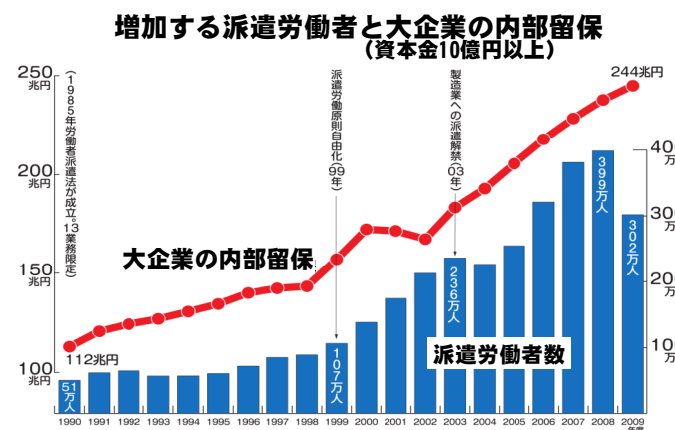
政治の役割は？：雇用を守るルールを国の法律として確立する

ヨーロッパに比べ遅れている「雇用を守るルール」を確立することは日本の政治の役割です。

	日本	ドイツ	フランス
解雇規制	法的規制なし	「解雇制限法」で規制	「経済的理由による解雇の防止と職業転換の権利に関する法律」で規制
残業規制	上限なし	1日2時間まで 年60日間	年130時間
有休休暇	20日	5～6週間	
派遣賃金	法的規制なし	「正社員と同一」がルール	

「1%が支配する社会でいいのか」－日本こそ格差社会

一方で年俸9億8千万円の日産会長、一方で年収200万以下の労働者が1000万人以上。日本こそ「1%が99%を支配する」社会です。大企業は派遣労働者を増やし大儲けしてきました（右）。



革新のひろば

発行 日本共産党神奈川県委員会
住所 横浜市神奈川区西神奈川1-18-12
電話 045-432-2101 FAX 045-432-2103
日本共産党神奈川県委員会 JCP 検索

2011年12月号外
日本共産党の見解を紹介します。

TPP

環太平洋連携協定

国のかたちを変えて しまおう大問題です

「関税ゼロ」を強要するTPPは、農林漁業を土台からこわすだけではありません。「非関税障壁」撤廃の名のもとに食の安全、医療、雇用などのルールをこわし、くらしのあらゆる分野に甚大な被害をもたらします。

労働法改悪

雇用や働くルールが危機に

アメリカ政府は、「ただ働き残業」を合法化するホワイトカラーエグゼンプションの導入や、会社が自由に解雇できる「解雇の金銭解決」、労働者派遣法のいっそうの規制緩和などアメリカ型に日本の労働法制を改悪することを要求（「日米投資イニシアティブ報告書」）。TPP参加は、労働法制の大改悪に結びつく危険

輸出の障害は関税でなく円高！

アメリカに輸出する場合、乗用車の関税率は2.5%、電気・電子機器は1.7%にすぎない。2年前と比べ円対ドル・レートは2～3割高い。2%前後の関税撤廃の効果など円高傾向が続けば、簡単に吹き飛んでしまう。

「食の安全」が危機

防虫剤・除草剤入り農産物の輸入OK

TPPは、「食の安全」をまもる規制も交渉対象です。「残留農薬や添加物など基準がきびしすぎる」－アメリカの勝手な要求が通れば、日本の食卓はピンチに

食料時給率13%

コメの9割以上が外国産に

日本の食料自給率は39%から13%に（農水省試算）。世界的な穀物不足で、食料価格はここ10年たらずで2.3倍（国連発表）。食料危機に対応できません。

JFEスチール・共和物産

非正規切り裁判で

リ・マンショウ以降初めて

4人全員、職場復帰

職場と労働組合のたたかいが力

大手鉄鋼メーカーのJFEスチールと下請け会社の共和物産京浜事業所（川崎市）で2009年3月に突然解雇された期間工4人が両社を相手どり、職場復帰と慰謝料などを求めている裁判は11月1日、横浜地裁川崎支部で原告側勝利の和解が成立しました。

裁判の中で原告が偽装請負や二重派遣の違法状態で働かさせていたこと、会社側が口実にしていた業績悪化が実際には黒字でその根拠がなかったことなどが明らかになりました。

和解により、4人の原告全員が、職場復帰し、解雇から復帰までの未払い賃金とJFEが共和物産と連携して解決金を支払うこととなります。2008年秋のリ・マンショウ以降の非正規切り裁判で職場復帰実現は初めてです。

職場復帰の勝利和解を紹介する11月2日付各紙（左から「神奈川」「朝日」「毎日」）

職場と労働組合のたたかい、支援広がる

原告4人は川崎労連川崎地域合同労組の組合員です。JFE内では「JFEスチール・共和物産の無法とたたかい仲間を励ます会」が結成されました。組合や「はげます会」などの原告を支援する運動が広がり、解雇を撤回させる大きな力となりました。

退職、転勤…、労働
問題でのご相談は

そんな時は

労働相談ホットライン

0120-378-060

秘密厳守
相談無料

あきらめないで
今すぐ電話しよう

TPP反対の一点での共同を

日本共産党